



りそな銀行アジアニュース

2014年3月3日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「改正『会社法』の公布について」

全国人民代表大会常務委員会は2013年12月28日、『中華人民共和国公司法』(以下『会社法』と省略)の改正案を可決し、同日付で公布しました。2014年3月1日より施行されます。主な変更点は以下の通りです。

■ 『会社法』の主な変更点について

◎ 最低資本金額の撤廃について

従来、有限責任公司以3万元、一人有限責任公司以10万元、株式有限公司で500万元が最低資本金額として規定されていた。

⇒変更後は、制限なし。

◎ 出資金振込検査報告(驗資報告)の撤廃について

従来、資本金振込後、工商行政管理局に出資金振込検査報告の提出が必要であった。

⇒変更後は、提出不要。

◎ 出資期限の撤廃について

従来、初回出資額は登録資本金の20%以上、現金出資比率は登録資本金の30%以上、出資期限は2年以内(投資性会社は5年以内)と規定されていた。

⇒変更後は、企業の定款により自主的に決定できる。

■ 外資企業の場合

外資企業は、一般法である『会社法』のほか、別途外資企業に関する基本法である「外資三法」(「外資企業法」「中外合資経営企業法」「中外合作経営企業法」)にて最低資本金額や出資期限などが定められているが、「同三法」は現在まだ変更はされていないため、従来通り「外資三法」の規定に従う必要がある。

■ 今後の動き

今回の会社法改正に先立ち、上海自由貿易区ではネガティブリスト以外の業種において会社設立の手続きを届出制に変更し、手続きを簡素化しました。

また、同区内で上記の「外資三法」の規制を3年間停止し、外資企業設立手続きも届出制へと変更しています。今後は自由貿易区外でも「外資三法」に対して会社法と同様に規制の緩和が行われるのか、注目されているところです。

照会先: 国際事業部

(東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 *禁無断転載